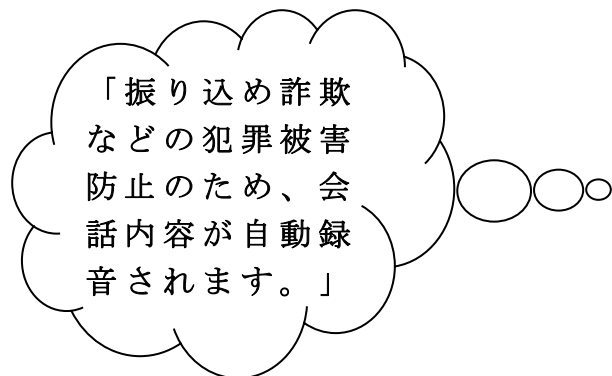


特殊詐欺（還付金詐欺・振り込め詐欺など）電話の被害を防止!!

通話録音装置を無料で貸し出します

電話の着信時に警告のアナウンスが流れた後、通話内容を自動的に録音する装置です。特殊詐欺の被害を抑止する効果が期待できます。

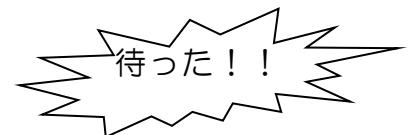


通話録音装置(イメージ)

●貸し出し対象

摂津市在住で次のいずれかの世帯

- ①高齢者（65歳以上）のひとり暮らし世帯
- ②高齢者のみの世帯
- ③日中に高齢者のみの世帯
- ④貸し出しが必要と認められる世帯（要相談）



●貸し出し費用

無料（ただし、装置を利用するための電気代や通話料などは利用者負担）

●貸し出しのお申し込みは随時受け付けております。

まずは、消費生活相談ルームへ相談ください。

●申込先

摂津市生活環境部産業振興課（市役所新館4階 消費生活相談ルーム）

（問合せ）06-6383-1362 午前9時～午後5時15分（平日のみ）

※直接、窓口でお申込みください。電話、ファックス、ハガキ等でのお申込みはできません。

裏面もご覧ください。⇒

イラスト出典：消費者庁イラスト集

【申込にあたってのご注意】

★貸し出しする装置は、ご家庭の電話回線と固定電話機の間
に接続し、電話の着信があった時、特殊詐欺などによる被害を
抑止するため、かかってきた電話の相手に警告メッセージを流し、
通話の内容を録音するものです。



★電話機の機種や回線により、装置を設置できない場合があります。

特に、緊急通報装置^(※)を設置されている場合、誤作動を引き起こすおそれがあり、通話録音装置との併用はできませんので設置されている場合は、必ず申し出てください。

※緊急通報装置：電話回線を使用し非常時にボタンを押すと支援先のオペレータに援護要請を
発信できる装置

★装置の設置は、申込をされた方（もしくはご家族）で行ってください。
（工事不要で簡単に設置可能）

★申込された電話番号以外で使用することはできません。

★貸与された装置を譲渡したり、売却したり、担保に供することはできません。

★申請書に記入いただいた個人情報は、装置の設置及び管理の目的以外には使用しません。

【申し込みから貸し出しまでの流れ】

